



# NEWS RELEASE

2026年1月30日

各 位

株式会社福井銀行

## 「統合感謝 ふくぎんバランスパック」の取扱開始について

株式会社福井銀行（頭取 長谷川 英一）は、2026年2月2日（月）から、「統合感謝 ふくぎんバランスパック」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本商品は、経営統合にご理解ご協力いただいているお客さまに感謝の想いを込めて、期間中に対象の金融商品仲介取引を行っていただいたお客さまへ円定期預金を特別金利にてご提供するものです。

福井銀行では、今後もお客さまへより良い商品・サービスを提供できるよう取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 取扱期間

2026年2月2日（月）～2027年3月31日（水）本定期預金預入分まで

#### 2. 商品概要

|               |   |
|---------------|---|
| 名 称           | 統合感謝 ふくぎんバランスパック  |
| ご利用いた<br>だける方 | 福井銀行に新たにお預入れされた資金、または福井銀行の「相続定期預金」「退職金プレミアム定期預金」いずれかの満期金で、「金融商品仲介取扱商品（投資信託または投資一任契約）」および「本定期預金」をお申込みいただける個人、法人のお客さま |
| お取扱店          | 投資信託または投資一任契約：コンサルティングプラザ<br>本定期預金：福井県・石川県内の福井銀行本支店   |

#### 〈定期預金について〉

|       |  |
|-------|--|
| ご利用条件 | 「投資信託または投資一任契約」を500万円以上お申込みいただくこと。<br>(ただし、SMA/ラップ信託の場合は3,000万円以上)                               |
| お預入金額 | 本定期は100万円以上かつ「投資信託または投資一任契約」のお申込額以内  |
| 期間    | 3か月（元金自動継続扱い または 元加自動継続扱い）   |
| 適用金利  | 初回特別金利 店頭表示金利十年4.0%<br>※上記の初回特別金利は当初お預入期間（3か月）のみの適用となり、自動継続後の適用金利は自動継続日のスーパー定期3か月ものの店頭表示金利となります。 |
| その他   | 窓口でのお申込みに限ります。（ATM、福井銀行アプリ、インターネットバンキングではお取扱いしておりません。）   |

〈金融商品仲介取扱商品について〉

|       |  |
|-------|--|
| 対象商品  | コンサルティングプラザでご購入、お申込みいただくすべての投資信託または投資一任契約<br>※野村オンラインサービス・野村證券仲介カスタマーセンターでのお申込みは対象外です。<br>※スイッチングによる購入やETF等の購入は対象外です。<br>※投資一任契約は、ファンドラップ/SMA/ラップ信託の3種類あります。 |
| お申込金額 | 投資信託およびファンドラップは500万円以上、<br>SMA/ラップ信託は3,000万円以上   |

商品のくわしい内容については、チラシをご覧ください。

以上

## 福井銀行×福邦銀行 統合感謝

期間:2027年3月31日(水)定期預金預入分まで

# ふくぎん バランスパック

投資信託  
または  
投資一任契約

+

円定期預金

### お預入原資

福井銀行に新たにお預入された資金または福井銀行の「相続定期預金」「退職金プレミアム定期預金」いずれかの満期金(詳細は裏面「ご利用いただける方」をご確認ください。)



スーパー定期 (3か月もの)  
店頭表示金利

年 **40%**

上記金利は当初3か月のみの適用となります。自動継続後の適用金利は、継続日における店頭表示金利となります。

- 円定期預金を中途解約された場合は、当行の中途解約利率を適用します。
- お利息は源泉分離課税の対象となります。2037年12月31日までお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、税率20.315%となります。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

※投資一任契約は、ファンドラップ/SMA/ラップ信託の3種類あります。SMA/ラップ信託は3,000万円以上となります。

くわしくは裏面をご覧ください。

## ふくぎんバランスパック商品内容

|           |  |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | 福井銀行に新たにお預入れされた資金(※1)、または福井銀行の「相続定期預金」「退職金プレミアム定期預金」いずれかの満期金(※2)で、「金融商品仲介取扱商品(投資信託または投資一任契約)」および「本定期預金」をお申込みいただける個人、法人のお客さま<br>(※1)・他の金融機関などからのお振込みまたは現金等のお預入れにより、福井銀行にご入金いただいた新規資金であること(退職金、相続資金なども含む)・ご入金日から2か月後の応当日(休日の場合も含む)までに、「投資信託または投資一任契約」および「本定期預金」をお申込みいただけること・福井銀行で保有している金融商品の売却代金、配当金等、また福井銀行から出金、お振込みされた資金等(福井銀行間での振替等)は除く<br>(※2)・満期後2か月の応当日(休日の場合も含む)までに、「投資信託または投資一任契約」および「本定期預金」をお申込みいただけること |
| お取扱店      | 投資信託または投資一任契約：コンサルティングプラザ<br>本定期預金：福井県・石川県内の福井銀行本支店  |

### 定期預金について

|            |  |
|------------|--|
| ご利用条件      | ・「投資信託または投資一任契約」を500万円以上お申込みいただくこと。(ただし、SMA/ラップ信託の場合は3,000万円以上)<br>・「投資信託または投資一任契約」のお申込日から1か月以内にお預入れいただくこと。<br>(ただし、ご入金日から2か月後の応当日(休日の場合も含む)まで)                                |
| お預入金額      | 本定期は100万円以上かつ「投資信託または投資一任契約」のお申込額以内  |
| 期間         | 3か月(元金自動継続扱いまたは元加自動継続扱い)   |
| お利息        | ＜適用金利＞初回特別金利 店頭表示金利十年4.0%<br>上記の初回特別金利は当初お預入期間(3か月)のみの適用となり、自動継続後の適用金利は自動継続日のスーパー定期3か月ものの店頭表示金利となります。<br>＜利払方法＞満期日以後に一括してお支払いいたします。<br>＜計算方法＞付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算(円未満切り捨て) |
| 中途解約時のお取扱い | この預金は、原則として満期日前には解約できません。やむをえず満期日前に解約する場合、福井銀行所定の中途解約金利(解約日における普通預金金利)により計算し、お利息とともに払戻しいたします。  |
| その他        | 窓口でのお申込みに限ります。(ATM、福井銀行アプリ、インターネットバンキングではお取扱いしておりません。)※くわしくは店頭またはホームページに説明書をご用意しております。※市場動向等により、本商品の内容を変更またはお取扱いを中止する場合がございます。   |

### 金融商品仲介取扱商品について

|       |  |
|-------|--|
| 対象商品  | コンサルティングプラザでご購入、お申込みいただくすべての投資信託、投資一任契約<br>※野村オンラインサービス・野村證券仲介カスタマーセンターでのお申込みは対象外です。<br>※スイッキングによる購入やETF等の購入は対象外です。※投資一任契約は、ファンドラップ/SMA/ラップ信託の3種類あります。 |
| お申込金額 | 投資信託およびファンドラップは500万円以上、SMA/ラップ信託は3,000万円以上   |

#### ご留意事項

●金融商品仲介業務でお取扱いする商品の購入にあたっては、福井銀行(以下「当行」という)を通じて野村證券株式会社において「証券総合口座」を開設いただく必要があります。●当行が金融商品仲介業務で取り扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象外です。また、投資元本および利回り・配当が保証されている商品ではありません。●金融商品仲介業務で取り扱う有価証券等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、お取引による損益は、お客様ご自身に帰属します。●金融商品仲介業務で取り扱う商品のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。●委託金融商品取引業者の商品であっても、当行がお取扱いをしていないものがあります。●お客様の金融商品仲介口座は委託金融商品取引業者に開設され、口座開設後の有価証券の売買等のお取引についても、お客様と委託金融商品取引業者の取引になります。●お客様の有価証券等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破綻した際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることなく、原則として全額保護されます。万一、一部不足が生じた場合等全額の返還ができないケースが発生した場合でも、投資者保護基金により、お一人あたり1,000万円までが保護されます。●金融商品仲介口座におけるお客様の個人情報や取引関係情報は、お客様が口座を開設する委託金融商品取引業者と当行で共有します。当該情報については当行並びに委託金融商品取引業者における個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。●当行において金融商品仲介業務でのお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介業務でのお取引に影響を与えることはありません。●各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。また、お取引に際しては手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたりますので、商品のご検討・お申込みにあたっては、必ず事前に商品ごとの契約締結前交付書面・上場有価証券等書面・目論見書等をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●お申込みにあたっては、原則ご本人さまのお手続きとさせていただいております。

#### 【ご投資にあたっての手数料等・リスクについて】

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大5.5%(税込み)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間に中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大5.5%(税込み・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間に中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

#### 【野村ファンドラップ野村SMA(エグゼクティブ・ラップ)の料金とリスクについて】

野村ファンドラップの料金は、投資一任報酬とファンドラップ報酬の合計額となります。投資一任報酬は固定報酬制と実績報酬併用制があり、固定報酬制では最大で運用資産の0.418%(税込み・年率)、実績報酬併用制では最大で運用資産の0.209%(税込み・年率)+運用益の積み上げ額の11.0%(税込み)となります。ファンドラップ報酬は最大で運用資産の1.32%(税込み・年率)となります。野村SMAの料金は、投資一任報酬とSMA報酬の合計額となります。投資一任報酬・SMA報酬の料率は資産クラスごとにあらかじめ定められております。投資一任報酬は最大で運用資産の0.11%(税込み・年率)、SMA報酬は最大で運用資産の1.54%(税込み・年率)となります。このほかに投資信託では運用管理費用(信託報酬)(野村ファンドラップでは最大で信託財産の1.35%±0.70%(概算)(税込み・年率)、野村SMAでは最大で信託財産の4.00%(概算)(税込み・年率))、信託財産留保額(野村ファンドラップ・野村SMAとも最大で信託財産の0.5%)、その他費用をご負担いただきます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。また、投資一任契約に基づく投資信託への投資は、投資信託の基準価額等が変動しますので損失が生じるおそれがあります。上記記載の報酬・手数料等の費用の最大値は今後変更される場合があります。くわしくは、お客様に向け資料・契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。

#### 【ラップ信託の料金とリスクについて】

野村信託銀行はラップ信託について「ラップ信託約款(遺言代用信託約款)」に定める信託報酬をいただきます。この信託報酬は、野村證券がSMA報酬として收受する金額に含まれます。信託財産の運用により生じた利益・損失はすべて受益者であるお客様に帰属します。信託財産は、野村SMA投資一任契約に基づき、専用投資信託への投資を通じて運用をおこないますので、投資元本が保証されているものではありません。●福井銀行は、野村信託銀行の信託契約代理店として信託契約の締結の媒介を、野村證券の金融商品仲介として投資一任契約の媒介をおこないます。

【金融商品仲介業務を行う登録金融機関】商号等／株式会社福井銀行 登録金融機関 北陸財務局長(登金) 第2号 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会  
【委託金融商品取引業者】商号等／野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会